

## 2021年度 アーツカウンシルしずおか 文化芸術による地域振興プログラムのご案内

静岡県は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、「文化プログラム」を県内各地で展開するため、2016年5月に静岡県文化プログラム推進委員会を設置し、『地域とアートが共鳴する』をテーマとして、併せて1,000以上のプログラムを認証し、実施を支援してきました。

このうち、地域に根ざしたプログラムを公募・採択し、専門家が実施を支援する「地域密着プログラム」の仕組みを継承し、2021年1月、公益財団法人静岡県文化財団内に「アーツカウンシルしずおか」を設置いたしました。

アーツカウンシルしずおかは、まちづくりや観光、国際交流、福祉、教育、産業など社会の様々な分野と、文化芸術との協働を促進し、「文化が社会を支える」と同時に「社会が文化を支える」相乗効果をもたらす関係を築くことにより、文化芸術に関わる人の裾野を広げるとともに、文化芸術の力を活用した地域の活性化を目指しています。

文化芸術は、それ自体に価値がありますが、地域や社会の課題に対しても思いもかけない発想で解決の糸口を見つける力があります。また、地域社会の創造性を育み、生き方や社会の在り方について新しい見方を示すことにより、地域社会が持続していくための力にもなるのです。

社会の変化を先取りし、まだ誰の目にも見えていないときにその変化を目に見える形で表現する文化芸術は、時代のニーズを先取りし、常に進化しなければならないビジネスの世界でも注目されています。

そこで、アーツカウンシルしずおかでは、住民等が主体となり行う創造的な活動を促進するプラットフォームとして、社会の様々な分野の担い手の皆様がプロデューサーとなり、本県の豊かな自然・歴史・文化等の地域資源や社会課題を顕在化させ、地域の活性化や課題への対応を目指す創造的なプログラムを募集します。

採択したプログラムについては、経費の一部を助成するだけでなく、プログラムを進めるに当たっての助言や担い手の皆様のニーズに合わせた支援を専門家であるプログラム・ディレクターやコーディネーターが行います。

地域活性化に取り組む皆様、あるいは現状の取組に新たな発想を加え、突破口を見出したい皆様の積極的な御応募をお待ちしております。

2021年1月  
アーツカウンシルしずおか  
(公益財団法人静岡県文化財団)

# 2021年度 アーツカウンシルしずおか 「文化芸術による地域振興プログラム」募集要項

## 1 対象となる内容

まちづくりや観光、国際交流、福祉、教育、産業など社会の幅広い分野の多様な担い手が行う創造的なプログラムで、以下の要件を満たすもの。

- ・先進性のある取組であること
- ・文化芸術と、まちづくりや観光、国際交流、福祉、教育、産業などの様々な分野と協働する取組であること
- ・地域資源や社会課題についての新たな見方を提示するなど、地域の魅力の向上や、社会課題に対する創造的な対応を目指す取組であること
- ・協働する分野等への波及効果が期待される取組であること

### ※対象とならない内容

- ・文化的な企画を主業務とする企業や団体による事業で、地域の担い手の育成等を目的とする本制度が寄与できる余地が少ない事業
- ・申請団体の通常活動や所属・招聘アーティストの発表が中心で、地域との新たな連携や担い手育成の要素が少ない事業
- ・文化よりも他の分野の要素が中心で、アーティストや地域の担い手の寄与が不明確な事業
- ・宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- ・慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- ・サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等
- ・コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- ・既に企画制作されたパッケージを購入した公演や営利を目的とする公演
- ・展示物や制作物等の販売活動を主な目的とするもの

## 2 助成金交付の対象となる事業期間

2021年4月から2022年3月31日まで

## 3 応募条件

中長期のビジョンを持つプログラムを対象とします。

## 4 実施場所

静岡県内

※静岡県内が主であれば、県外地域（海外を含む）との連携実施も可能です。

## 5 対象者

静岡県内に拠点を置くまちづくりや観光、国際交流、福祉、教育、産業など社会の幅広い分野の民間団体・グループ（法人格の有無は問いません）

※市町は応募することができません。但し、民間団体・グループを主体とする実行委員会に参加することは可能です。

※次に掲げる法人その他の団体は、応募することができません。

- ・暴力団（静岡県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体）
- ・法人その他の団体、グループを構成する者に暴力団員（条例第2条第2号暴力団員等（条例第2条第3号）に該当する者があるもの

## 6 助成金による支援

地域資源の活用や社会課題への対応を目指す先駆的な取組（以下、「先駆的事业」という。）に係る経費の一部を下表の区分により助成します。助成金の対象となる経費については、別紙1を御覧ください。

助成金の種類	対 象	助成金額 上限	補助率上限
地域はばたき支援	先駆的事业のうち、他地域や当該分野のモデルとして県内外に発信するプログラム	5,000 千円	助成対象経費 <sup>※1</sup> の4分の3以内又は2分の1以内 <sup>※3</sup>
地域かがやき支援	先駆的事业を行うプログラム	2,000 千円	
地域はじまり支援	先駆的事业の実施に向けて試行的に取り組むもの	300 千円	助成算定経費 <sup>※2</sup> の10分の10

※1 助成対象経費…対象事業の実施に要する経費のうち、アーツカウンシルしずおかが助成の対象として認める経費

※2 助成算定経費…助成事業の実施に要する経費から補助金、負担金、その他の収入（自己資金を除く）を控除した額のうち助成対象経費に該当する経費

※3 補助率上限

	プログラムの実施者	補助率上限
ア	非営利の民間団体・グループ （市町の外郭団体、公立文化施設の指定管理者、学校、公益法人、市町が加わる実行委員会等は除く。）	4分の3以内
イ	上記ア以外の団体・グループ （企業、市町の外郭団体、公立文化施設の指定管理者、学校、公益法人、市町が加わる実行委員会等）	2分の1以内

7 選定予定件数 計 20～30 件程度

## 8 採択までのスケジュール

### (1) 受付期間

2021 年 2 月 5 日（金）～2021 年 3 月 1 日（月）（※締切厳守）

### (2) 審査

- ・外部有識者を交えた審査会において原則、書類審査により審査します。
- ・審査に当たり、応募内容について審査委員に対するプレゼンテーションをお願いする場合があります。その場合の具体的な日時については、3 月上旬までに連絡します。
- ・内定の可否は、3 月下旬以降に通知します。

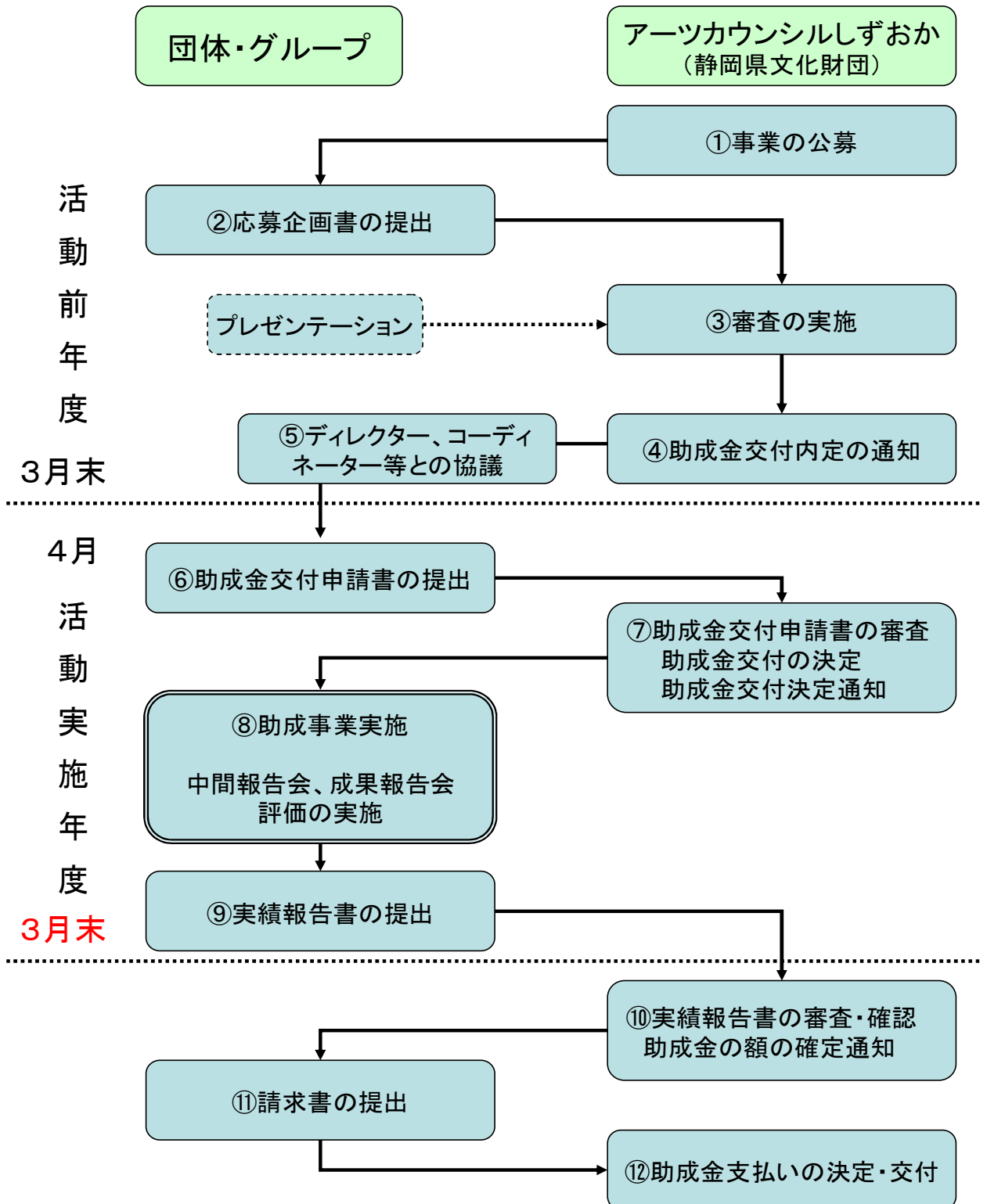
### (3) コーディネーターとの協議

- ・内定したプログラムの実施団体・グループは、アーツカウンシルしずおかとの協議を行い、「事業計画書案」及び「収支予算書案」を作成していただきます。その際、応募書類の内容に双方の合意の元で変更が加えられる場合があることを、御承知おきください。

### (4) 採択

- ・上記(3)の協議状況等を踏まえ、4 月中に採択結果をメールにて通知します。
- ・採択は、アーツカウンシルしずおかに係る令和 3 年度静岡県一般会計予算の成立及び公益財団法人静岡県文化財団理事会による令和 3 年度予算の承認を条件とします。

《事務手続きの流れ》



	日 程	備 考
① 事業の公募	2021年2月1日 ～3月1日	・期間中、応募相談会を開催します。 ・相談会の日程は、ホームページ等でお知らせします。
② 応募企画書の提出	同 上	
③ 審査の実施 (プレゼンテーション)	2021年3月中旬 ～4月上旬	・プレゼンテーションをお願いする場合は、該当する団体・グループにのみ3月上旬に連絡します。 ・プレゼンテーション会場までの1名分交通費(実費)は、アーツカウンシルしずおかが負担します。
④ 助成金交付内定の通知	2021年4月中旬	・内定又は不採択をメールで通知します。
⑤ プログラム・ディレクター、コーディネーター等との協議	2021年3月下旬 ～4月中旬	・審査会での意見等を踏まえ、交付申請に向け、事業計画書及び収支予算書を作成いただきます。
⑥ 助成金交付申請書の提出	2021年4月中旬～	
⑦ 助成金交付申請書の審査 助成金交付の決定 助成金交付決定通知	～2021年4月下旬	
⑧ 助成事業(プログラム)の実施	2021年4月 ～2022年3月31日	・中間報告会、成果報告会への出席 ・評価の実施
⑨ 実績報告書の提出	助成対象活動終了後 1ヶ月以内	・3月に事業を実施する場合は4月5日厳守で提出してください。
⑩ 実績報告書の審査・確認 助成金の額の確定通知	実績報告書の提出後	・実績報告書と支払関係書類(領収書の写し等)の内容を審査し、適正に活動が終了したと認められるときは、助成金の額を確定し通知します。
⑪ 請求書の提出	助成金額の確定通知 受取後	
⑫ 助成金支払いの決定・交付	請求書提出後	・遅くとも2022年5月31日まで

## 9 審査のポイント

助成金の種類	審査のポイント					
	目的性	地域性	創造性 革新性	計画性 継続性	発信力	波及力
地域はばたき支援	○	○	○	○	○	○
地域かがやき支援	○	○	○	○		
地域はじまり支援	○	○	○			

- 目的性：地域資源の活用や社会課題への対応を目指す取組であること
- 地域性：地域に開き、関わる人達の可能性を引き出す視点があること
- 創造性、革新性：新たな価値を生み出し、現状の変革が期待されること
- 計画性、継続性：将来ビジョンを持つ継続的かつ実現可能な取組であり事業計画・収支予算が妥当であること
- 発信力：地域の魅力を発信し、静岡県ブランド力向上に資すること
- 波及力：同分野の他事業や他地域のモデルとなることが期待されること

## 10 プログラム・ディレクター、コーディネーターによる支援

アーツカウンシルしずおかにおか所属するプログラム・ディレクターやコーディネーターによる支援を受けながら、プログラムを実施していただきます。以下のような支援実績がありますので、担当コーディネーター等と団体との協議によって随時内容を決定します。

- ・事業の内容、推進方法等に対する助言
- ・事業の推進に必要なネットワーク形成支援
- ・アーティストとの仲介・調整支援
- ・地域との調整支援
- ・他のプログラムとの連携支援

さらに、アーツカウンシルしずおかでは、事業の目的や価値を多くの人々と共有するためのコミュニケーション手段及び事業内容をより良いものとしていくための手段に、担当コーディネーター等と共に「評価」の実施をお願いします。

## 11 応募方法

①応募書類※のダウンロード

②ウェブサイトの申請フォームより応募書類を送信してください。

申請フォームでの送信が難しい場合は、郵送でも受け付けます(当日消印有効)ので、別途御相談ください。

アーツカウンシルしずおかへの持込は受け付けません。

※ウェブサイト (<https://www.shizuoka-cf.org/ac/>) からダウンロード  
できます。

※郵送でお送りいただく場合は封筒に赤字で「アーツカウンシルしずおか応募書類在中」と明記し下記までお送りください。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号東館10階  
静岡県文化プログラム推進委員会事務局内※  
アーツカウンシルしずおか（公益財団法人静岡県文化財団）  
※4月以降はグランシップ内に移転します。

## 12 採択された場合の注意点

### (1) 助成金の返金・減額

- ・助成金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違している点のあることが判明した場合、また本要項や法令に違反した場合は、採択決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

### (2) 採択結果・事業内容の公表

- ・採択事業については、団体の名称、事業の概要、助成金額等の情報を、ウェブサイト等の広報媒体で公表します。

### (3) アーツカウンシル事業への協力

- ・チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイト、アーツカウンシルしずおかのシンボルマーク等を表示するなどアーツカウンシルしずおかの広報に協力をお願いします。
- ・アーツカウンシルしずおか関係者による視察や訪問、撮影等に協力をお願いします。

### (4) 事業経過報告及び実績報告

- ・事業の進行状況、実績等について、適宜報告をしていただくとともに、年2回開催する報告会等（原則公開）で発表していただきます。
- ・事業終了後指定する期日までに、指定の様式による実績報告書及び会計書類の提出をしていただきます。

### (5) 会計書類等の収集・保管

#### ア 支払関係書類の収集・保管

- ・実績報告に伴う会計書類として、助成金対象経費の支払関係書類〔〈領収書〉又は〈請求書と金融機関振込明細票のセット〉〕の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し予め支払関係書類を収集してください。

(ア) 支払関係書類に記載の名称は、団体名と一致させること。（略称は不可）

(イ) 発行日、宛名、発行者の名称・住所・押印、明細が記載されていること。

※支払関係書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額が減額となる場合があります。



イ 助成金交付に関する書類の保管〔5年間〕

- ・採択団体は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。

(6) 安全配慮

- ・事業の運営にあたっては、安全等に充分配慮し、万一事故等が発生した場合は、責任をもって対処するとともに、速やかに状況を報告してください。

(7) 事業を中止する場合

- ・事業を中止する場合は、速やかに状況を報告してください。

13 お問い合わせ

ウェブサイトに掲載した「応募相談会申込フォーム」によりお問い合わせください。

ウェブサイト URL : <https://www.shizuoka-cf.org/ac/>



アーツカウンシルしずおか

T E L : 054-255-6050

(9:00~17:00 土日祝を除く)

E-mail : [support@shizuoka-cf.org](mailto:support@shizuoka-cf.org)

(別紙1)

○助成金対象経費

費 目	内 容
報 償 費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
制 作 費	作品等制作料(脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等)、作品等実演費(演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等)、賃借料(美術作品 ー保険料を含むー、機材等)等
委 託 費	業務委託費
会 場 費	会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費、(現地制作に係る)稽古場・作業工房等の使用料等
運 搬 費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
賃 金 ・ 社 会 保 険 料	事務整理賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 (※事業に従事する者を臨時に雇用する場合があります。) 新型コロナウイルス感染症対策のためのPCR検査費用等
旅 費	国内交通費、国外交通費、宿泊費等
通 信 費	郵送料等
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	消耗品費(新型コロナウイルス感染症対策に要する費用含む)

※この表に準じて必要な費目を追加することは可能ですが、助成金対象の可否について、事前にアーツカウンシルしずおかへの確認が必要です。

○助成金対象とならない経費

<p>○団体等の職員給与等人件費</p> <p>○団体等の維持管理費(事務所賃料、光熱水費、生活雑貨等)</p> <p>○航空・列車・船舶運賃の特別料金(ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等)</p> <p>○行政機関に支払う手数料(印紙代、ビザ取得経費等)      ○振込手数料</p> <p>○手土産代      ○飲食に係る経費(取材・打ち合わせ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類)</p> <p>○高額な備品(パソコン・コピー機、カメラ・ビデオ機器等)購入費</p> <p>○施設整備費</p> <p>○業として会場の貸し出しを行っていること等が客観的に明らかでない会場の使用料</p> <p>○海外傷害保険等の各種保険料(イベント保険、美術品借用に伴うものは除く)</p> <p>○予備費・雑費等使途が曖昧な経費</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------